

(1) 共に学ぶための仕組みづくり ～合理的配慮の役割～

(a) なぜ、「合理的配慮」が必要なのでしょう？



「障害者の権利に関する条約」
がポイントになります。

何のための
「合理的配慮」？
その目的は？

○ 障害者の権利に関する条約^{*1}第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

* 下線は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

引用：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
文部科学省（平成 24.7）

(b) 「合理的配慮とは」

平成 24 年 7 月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中では、次のように述べています。

「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ① 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、
- ② 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」であり、
- ③ 「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、

と定義した。

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに、留意する必要がある。

* 丸数字及び下線は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」^{*2}では、私たち学校等の公共機関は、「合理的配慮の提供」が義務になっています。

つまり、本人や保護者からの障がいによる困難さに対する配慮の申し出に対して、十分な検討をせずに「この子だけ、特別な配慮はできません。」といった合理的配慮の提供を否定する対応は、差別に当たります。



* 1：第 1 章 1 ☆ アイデア『障害者の権利に関する条約』をご覧ください。

* 2：略称で「障害者差別解消法」と呼ぶことがあります。

(c) 「合理的配慮」を行う前提として、学校教育に求めるもの

平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中では、次のように述べています。

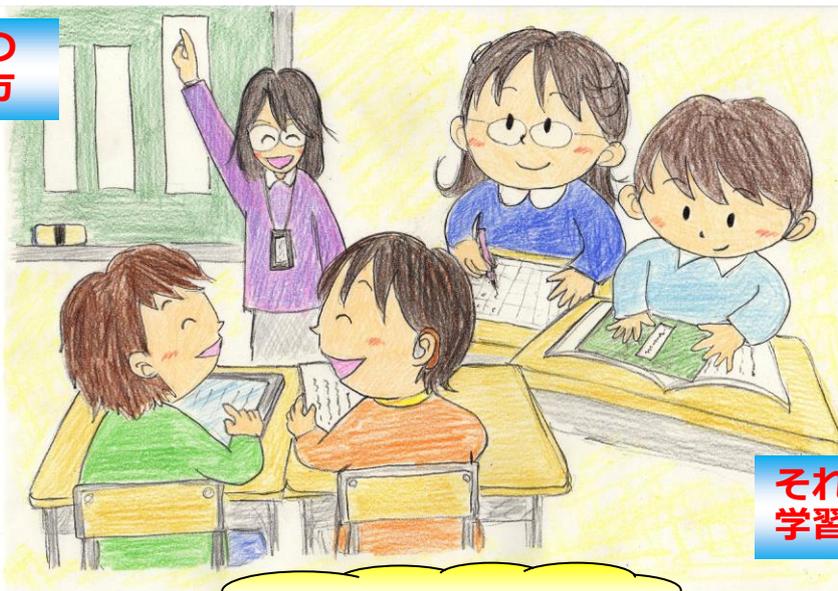
- (ア) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び共に育つ理念を共有する教育
- (イ) 一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図る教育（確かな学力の育成を含む）
- (ウ) 健康状態の維持・改善を図り、生涯にわたる健康の基盤をつくる教育
- (エ) コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育
- (オ) 自己理解を深め自立し社会参加することを目指した教育
- (カ) 自己肯定感を高めていく教育

「合理的配慮」を推進する前に、個別の配慮を受け入れられる、多様性を認め合う学校・学級づくり^{*3}が必要です！

この報告の中では、「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。」と述べています。

その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか、これが最も本質的な視点であることにも触れられています。

それぞれの
参加の仕方



それぞれの
学習への満足感

一緒に学ぶ喜び

「同じ場」で学ぶだけでは、障がいによる困難さなどから、授業内容の理解や学習活動に参加している実感・達成感が得られないことがあります。
だからこそ、個に応じた「合理的配慮」が必要なのです。

* 3：第二章1 多様性に応じた学級・授業づくりに、考え方や演習等のヒントがあります！